

シェアリングエコノミーに対する税務調査強化

スマートフォン、インターネット等の普及により、シェアリングエコノミー（シェアエコ）の市場規模はここ数年増加傾向にあり、国税庁においても、シェアエコ収入の適正申告のための環境整備を進めており、積極的な調査が実施されています。



①シェアリングエコノミーとは

シェアリングエコノミー（いわゆるシェアエコ）とは、インターネットを介して個人や企業が保有するモノ、場所、スキルなどの資産を売買、賃貸する経済活動のことです。モノや空間などさまざまなモノを共有することで成り立つビジネスであることから、「共有経済」とも呼ばれます。民泊、Uberの他、語学などのスキルや知識を生かしたサービスにも取引は広がっており、シェアエコの市場規模は2030年度に最大14兆円と2020年度比7倍近くになると予想されています。

②シェアリングエコノミーに対する税務調査

国税庁は、2020事務年度においてシェアエコなど新分野の経済活動を対象にした調査を1,071件実施し、1件当たりの申告漏れ額は1,872万円と2019事務年度から約1.5倍に増え、1件あたりの追徴税額も494万円と約1.4倍に増えています。ネット取引は匿名性が高く、税務当局に把握されづらいといった認識があるため、今後も重点的にシェアエコ収入に対する調査を実施していくとみられています。

③副業収入の確定申告

サラリーマンなどの給与所得者で、副業によって20万円を超える所得がある場合には、勤務先で年末調整をしても確定申告が必要になります。シェアエコの場合、例えば民泊、家事・育児代行、Uberなどの配達、フリーマーケットアプリでのモノの売買などで収入があり、収入から必要経費を差し引いた金額（所得）が20万円を超えると確定申告が必要になります。
※市区町村に支払う住民税に関しては、所得が20万円以下でも市区町村に申告する必要があります

④書類提出による簡易形式の税務調査件数の増加

コロナの影響で対面型の税務調査件数は2万3,804件と2019事務年度に対して約4割の水準に減少しました。一方で書類提出による簡易調査件数は約3割増え、調査件数全体では約16%増加しました。国税庁は、シェアエコ等に対する課税強化プロジェクトチームを全ての国税局等に設置し、情報収集・分析等の取組みを強化し、適正な課税の確保につなげていくとアウンスをしています。